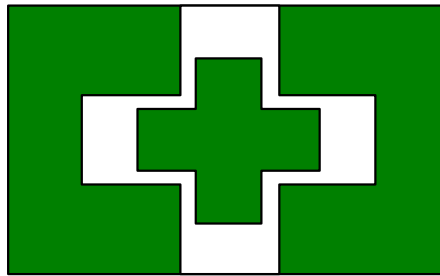


兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画
平成25年度～29年度

「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために」



兵庫労働局

< 目次 >

1	計画のねらい	5
2	兵庫第11次労働災害防止推進5か年計画の目標達成度の評価	5
3	労働者の安全確保をめぐる現状と課題	7
	(1) 総括	
	(2) 業種別	
	(3) 事業場規模別	
	(4) 年齢別	
	(5) 事故の型別	
4	労働者の健康確保をめぐる現状と課題	11
	(1) 総括	
	(2) メンタルヘルス対策及び過重労働対策	
	(3) 腰痛予防対策	
	(4) 化学物質による健康障害防止対策	
	(5) 粉じん障害防止対策	
	(6) 石綿障害予防対策	
	(7) 熱中症予防対策	
5	計画の期間と目標等	13
	(1) 計画の期間	
	(2) 計画の目標	
	(3) 計画の内容	
	(4) 計画の評価と見直し	
別紙1	重点施策ごとの課題と労働災害防止対策	15
別紙2	行政機関・関係団体一覧	27

別紙1 重点施策ごとの課題と労働災害防止対策（目次）

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(1) 重点とする業種対策	
ア 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	
第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策	15
陸上貨物運送事業対策	17
イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	
建設業対策	18
製造業対策	19
(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策	
メンタルヘルス対策	20
過重労働対策	20
腰痛予防対策	21
受動喫煙防止対策	21
化学物質による健康障害防止対策	22
粉じん障害防止対策	22
石綿障害予防対策	22
熱中症予防対策	22
(3) 業種横断的な取組	
リスクアセスメントの普及促進	23
高齢労働者対策	23
交通労働災害防止対策	24
非正規労働者対策	24
2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組	
専門家と労働災害防止団体の活用	25
業界団体との連携による実効性の確保	25
産業保健機関等の活用	25
3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚	25
公表制度等の動きへの対応	25
労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	25
4 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	
発注者等による安全衛生への取組強化	26
製造段階での機械の安全対策の強化	26
労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策	26

1 計画のねらい

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。かつて日本が高度経済成長期にあった時期には多くの人が、業務上の災害によって尊い命を落とした。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

そして、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

平成 25 年 2 月 25 日、平成 25 年度を初年度とし、厚生労働大臣は平成 29 年度を目標年度とする第 12 次労働災害防止計画を定められたところであるが、この「兵庫第 12 次労働災害防止推進 5 か年計画」は、第 12 次労働災害防止計画を受け、兵庫県内における労働災害防止のための中期的な目標を定めるとともに、その目標を達成するに当たって、行政が取るべき施策や労働災害防止の実施主体である労働災害防止団体及び事業者が取り組むべき事項を兵庫労働局長が定めたものであり、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって、労働災害防止計画を総合的かつ計画的に推進し、兵庫県内の労働災害の着実な減少を図ることを狙いとするものである。

2 兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画の目標達成度の評価

平成 20 年度から平成 24 年度までに推進した「兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画」（以下「第 11 次防」という。）における目標は、

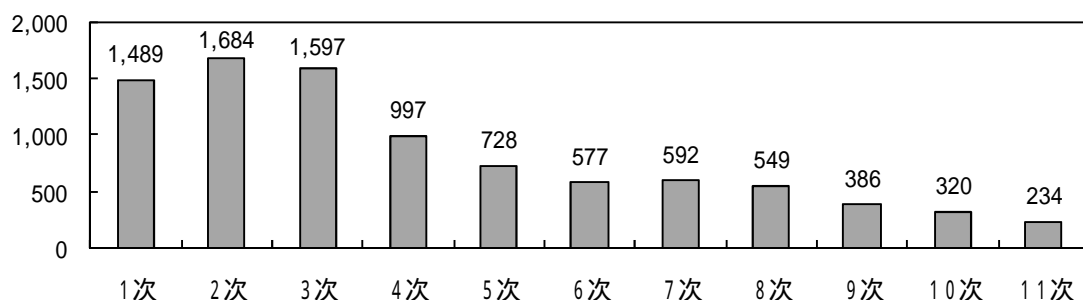
死亡者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比較して 20%以上減少させること。

休業 4 日以上之死傷者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比較して 15%以上減少させること。

労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見者の上昇傾向に歯止めをかけ、低下に転じさせること。

の 3 項目であった。

グラフ 1：死亡者数の推移



グラフ 2 : 休業 4 日以上の死傷者数の推移

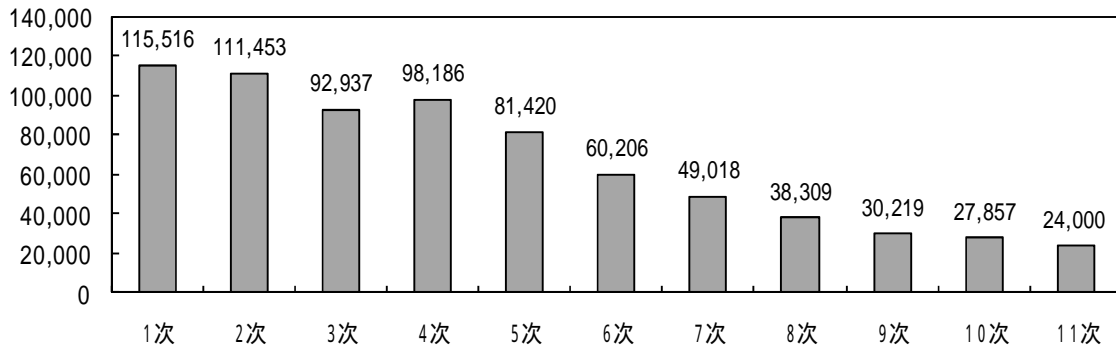


表 1 (死亡者数及び休業 4 日以上の死傷者数)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
死亡者数	5 8	4 9	4 5	6 0	3 7	4 3
死傷者数	5,475	5,333	4,568	4,680	4,749	4,670

第 11 次防期間中の労働災害による死亡者数は、グラフ 1 のとおり 234 人で、兵庫第 10 次労働災害防止推進 5 か年計画（以下「第 10 次防」という。）期間中の 320 人と比較して 86 人減少するとともに、平成 24 年の死亡者数は 43 人となり、目標（平成 24 年において、平成 19 年と比較して 20%以上減少）の 46 人を下回ることができた。

一方、第 11 次防期間中の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数については、グラフ 2 のとおり 24,000 人で、第 10 次防期間中の 27,857 人と比較して 3,857 人減少したが、平成 24 年の死傷者数は 4,670 人となり、目標（平成 24 年において、平成 19 年と比較して 15%以上減少）の 4,653 人を僅かながら上回る結果となった。

労働者の健康確保対策では、定期健康診断における有所見率は、グラフ 3 のとおり平成 19 年に 49.7%であったが、平成 20 年以降 50%を超える状態が続いており、有所見率の上昇に歯止めをかけることはできなかった。

グラフ 3 : 定期健康診断における有所見率の推移



3 労働者の安全確保をめぐる現状と課題

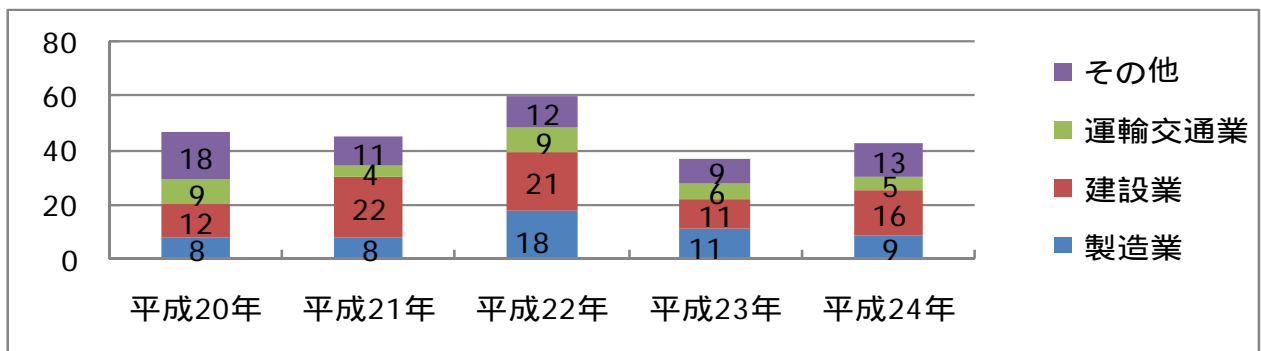
(1) 総括

県内における労働災害の発生件数は、グラフ 1 及びグラフ 2 に見るとおり、長期的には減少傾向にある。しかし、第 11 次防期間中の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は平成 22 年には 60 人と急増し、平成 23 年には過去最少の 37 人となったものの、平成 24 年は 43 人と、増加に転じている（グラフ 4）。また、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は、平成 22 年、平成 23 年と 2 年連続の微増となり、ようやく平成 24 年に微減となったものの、大幅な減少は見られない（グラフ 5）。

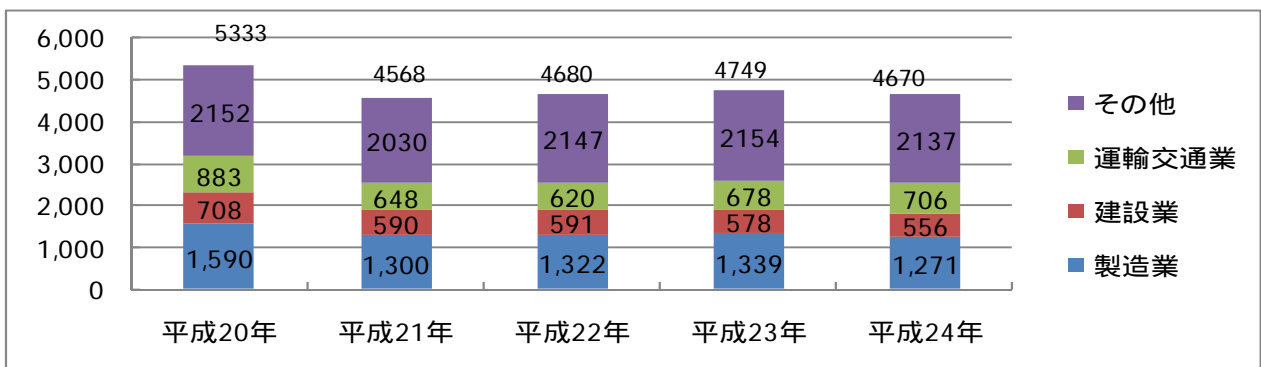
こうした労働災害の下げ止まり傾向の背景には、製造業や建設業で労働災害が大幅に減少してきたものの、サービス産業の拡大などで労働者が第三次産業にシフトするとともに、第三次産業の労働災害発生件数の増加率が労働者数の増加率を上回っていること、また、陸上貨物運送事業における労働災害発生件数が横ばいであることが考えられる。また、パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等非正規労働者の割合が増加しているが、その多くが第三次産業で就業していることも第三次産業における労働災害の増加に影響を及ぼしていると考えられる。さらに、件数が減少したとはいえ労働災害発生件数の多い製造業、建設業においては、安全衛生管理のノウハウを有する世代の退職により、労働安全衛生対策の伝承が十分に行われないことや労働安全衛生対策に対する取組水準の低下等、産業現場の変化も影響を及ぼしていると考えられる。

平成 18 年に「危険性又は有害性等の調査等」、すなわちリスクアセスメントが努力義務化され、製造業における墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれによる死亡災害の大幅な減少につながった。一方、建設業においては、墜落・転落災害等重篤な災害が依然として多く発生しているが、これにはリスクアセスメントの導入の遅れも影響していると考えられ、今後、中小規模事業場と建設業についてリスクアセスメントの導入促進が強く求められる。

グラフ 4 最近 5 か年の死亡者数



グラフ 5 最近 5 か年の死傷者数



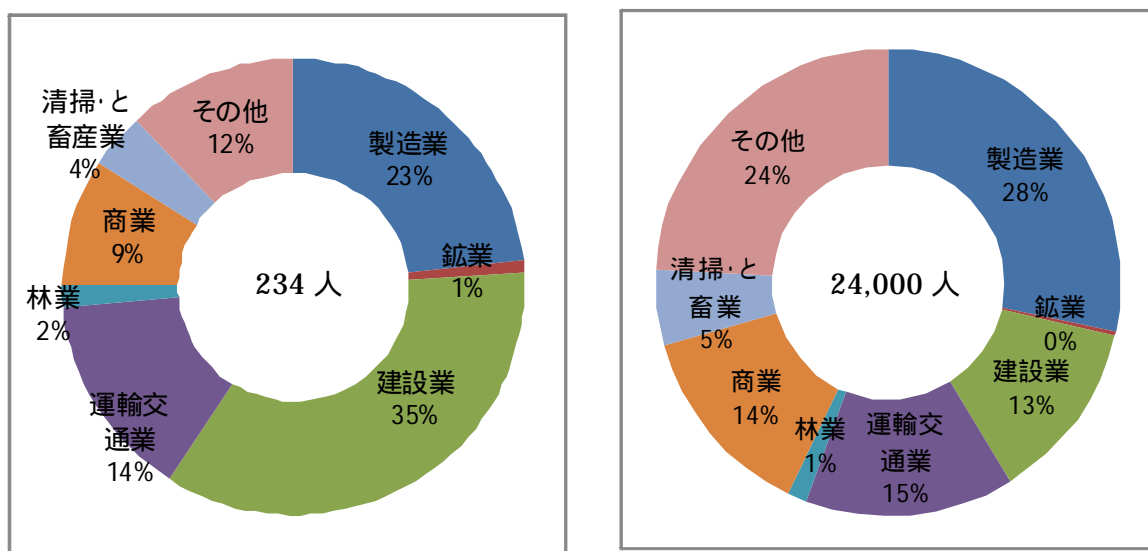
(2) 業種別

第 11 次防期間中の労働災害の発生状況を業種別にみると、死亡災害では、建設業が 35%、製造業 23%、運輸交通業が 14%を占め、死傷災害では、製造業が 28%、運輸交通業が 15%、商業が 14%、建設業が 13%を占めた(グラフ 6)。

製造業における死傷災害についてより細かく業種別にみると、食料品製造業が 25%、金属製品製造業が 22%を占め、建設業においては、建築工事業が 60%、土木工事業が 23%を占めた(グラフ 7)。

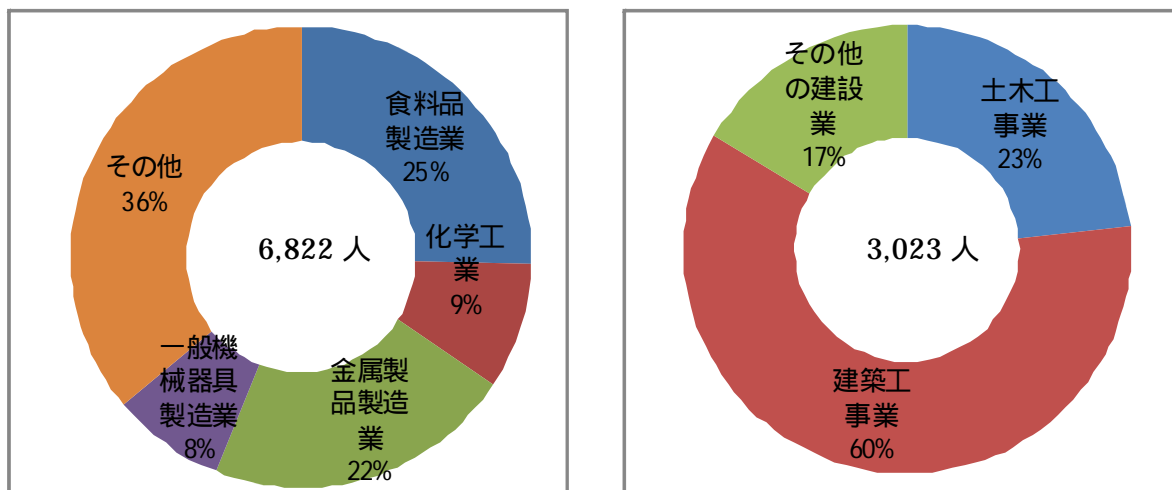
第 11 次防期間中は、重点対象分野として対策に取り組んだ業種のうち、製造業、建設業、運輸交通業では、労働災害による死亡者数及び死傷者数は第 10 次防期間と比較して減少したが、第三次産業では増加している。

グラフ 6 業種別の死亡者数割合(左図)と死傷者数割合(右図)



グラフ 7

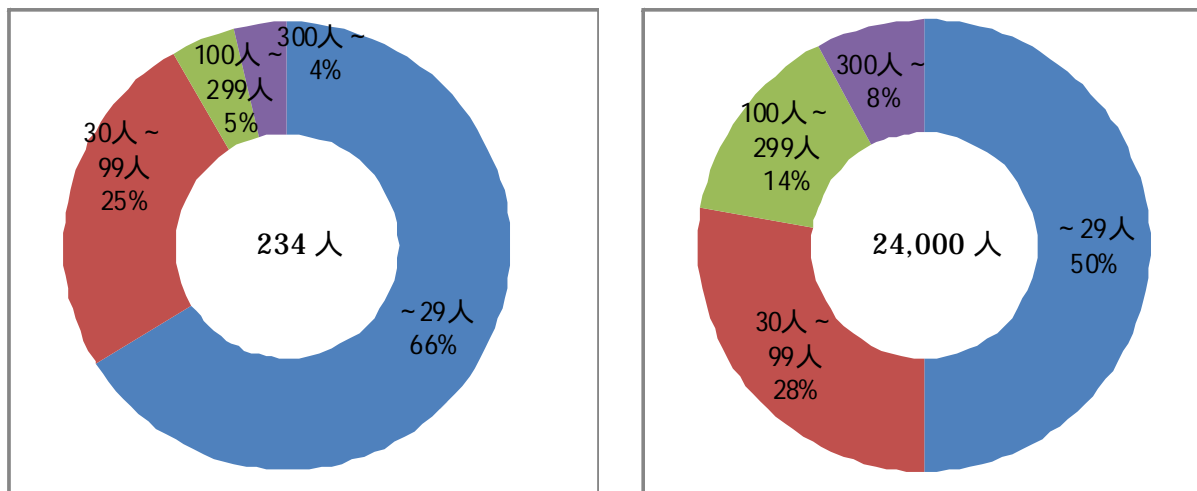
製造業における死傷災害の業種別割合(左図)と建設業における死傷災害の業種別割合(右図)



(3) 事業場規模別

事業場規模別に、第 11 次防期間中の労働災害をみると、死亡災害では、1 人～29 人規模が 66%、30 人～99 人規模が 25%を占め、また、死傷災害では、1 人～29 人規模が 50%、30 人～99 人規模が 28%を占めている（グラフ 8）。1 人～29 人規模の事業場の労働者数が全体の約 50%であることを勘案すると、中小規模事業場における労働災害発生割合が高くなっている。

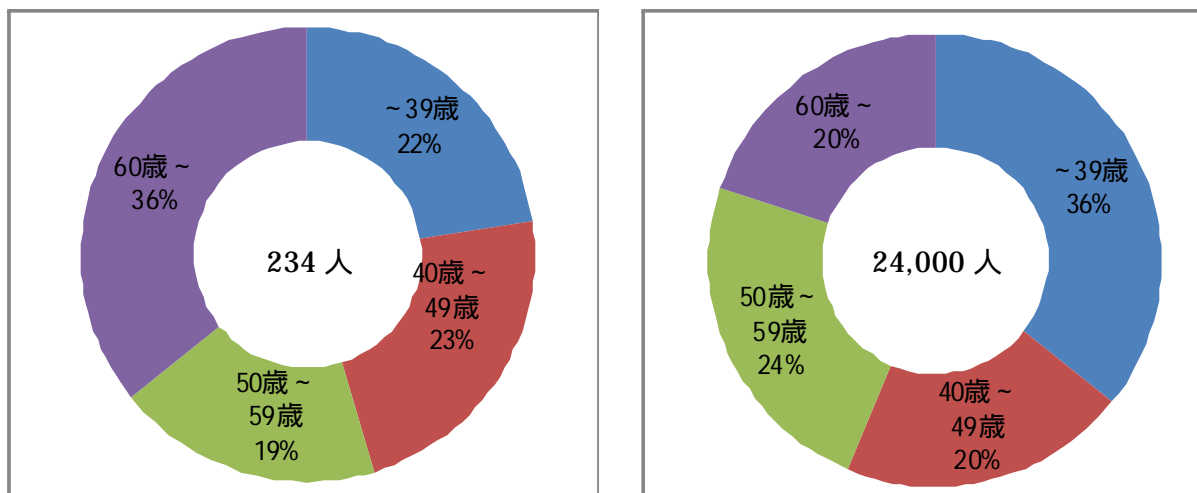
グラフ 8 事業場規模別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



(4) 年齢別

年齢別に、第 11 次防期間中の労働災害をみると、死亡災害では、60 歳以上が 36%、50 歳～59 歳が 19%を占め、また、死傷災害でも、60 歳以上が 20%、50 歳～59 歳が 24%を占めている（グラフ 9）。今後、高年齢労働者数のさらなる増加が見込まれる中で、労働災害を減少させるためには、高年齢労働者の安全衛生対策の充実が重要となる。

グラフ 9 年齢別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



(5) 事故の型別

事故の型別に、第11次防期間中の労働災害ををみると、死亡者数では、「墜落・転落」(32%)、「交通事故」(21%)、「はさまれ・巻き込まれ」(14%)が多く、死傷者数では、「転倒」(20%)、「墜落・転落」(16%)、「はさまれ・巻き込まれ」(14%)が多くなっている(グラフ10)。

死傷災害について、業種別に事故の型別にみると、次のとおりである。

ア 製造業

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」(28%)が最も多く、「転倒」(16%)、「墜落・転落」(10%)、「飛来・落下」(9%)、「切れ・こすれ」(9%)と続く。このうち、食料品製造業では、「転倒」(29%)が最も多く、「はさまれ・巻き込まれ」(24%)、「切れ・こすれ」(12%)、「墜落・転落」(8%)と続く。また、金属製品製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」(32%)が最も多く、「飛来・落下」(17%)、「転倒」(8%)、「墜落・転落」(8%)と続く。

イ 建設業

建設業では、「墜落・転落」(36%)が最も多く、「飛来・落下」(11%)、「はさまれ・巻き込まれ」(10%)、「切れ・こすれ」(9%)と続く。このうち、土木工事業では、「墜落・転落」(26%)が最も多く、「飛来・落下」(15%)、「はさまれ・巻き込まれ」(15%)、「激突され」(9%)と続く。建築工事業では、「墜落・転落」(42%)が最も多く、「飛来・落下」(10%)、「切れ・こすれ」(10%)と続く。

ウ 運輸交通業

運輸交通業では、「墜落・転落」(23%)が最も多く、「転倒」(15%)、「動作の反動・無理な動作」(14%)、「はさまれ・巻き込まれ」(11%)と続く。

エ 小売業

小売業では、「転倒」(31%)が最も多く、「交通事故」(14%)、「墜落・転落」(11%)、「動作の反動・無理な動作」(10%)と続く。

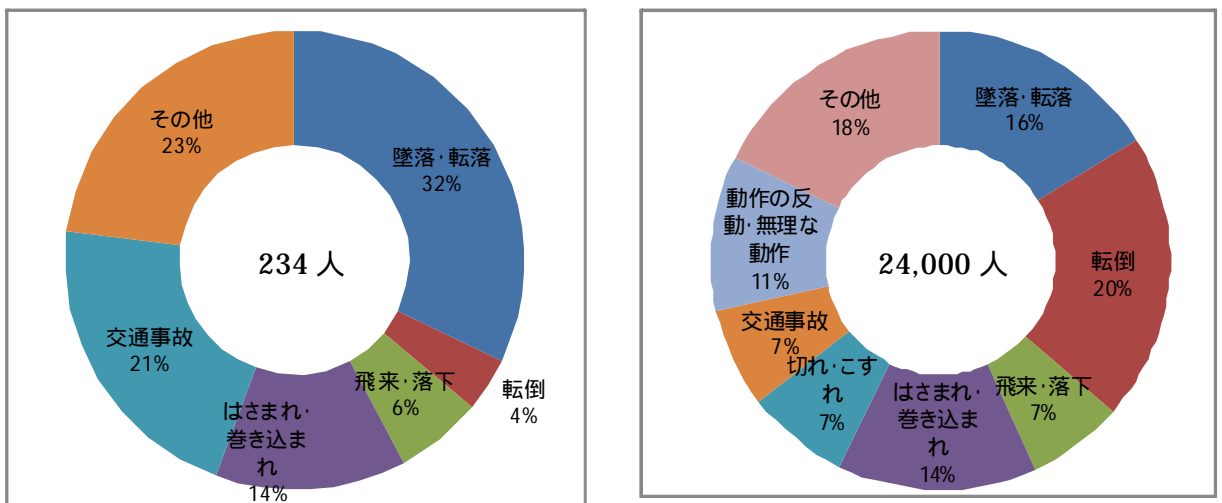
オ 社会福祉施設

社会福祉施設では、「動作の反動・無理な動作」(34%)が最も多く、「転倒」(29%)、「交通事故」(10%)と続く。

カ ビルメンテナンス業

ビルメンテナンス業では、「転倒」(45%)が最も多く、「墜落・転落」(24%)、「動作の反動・無理な動作」(8%)と続く。

グラフ10 事故の型別の死亡者数割合(左図)と死傷者数割合(右図)



4 労働者の健康確保をめぐる状況と課題

(1) 総括

定期健康診断における有所見率は、平成 20 年以降 50% を超える状態が続いている。

休業 4 日以上の上業務上疾病は、長期的には減少しているものの、ここ数年二百数十件台で推移している。また、精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災認定件数は、ここ数年高い水準で推移している。

(2) メンタルヘルス対策及び過重労働対策

精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高い水準で推移しており、メンタルヘルス対策及び過重労働対策について、引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、長時間労働の抑制が求められている。

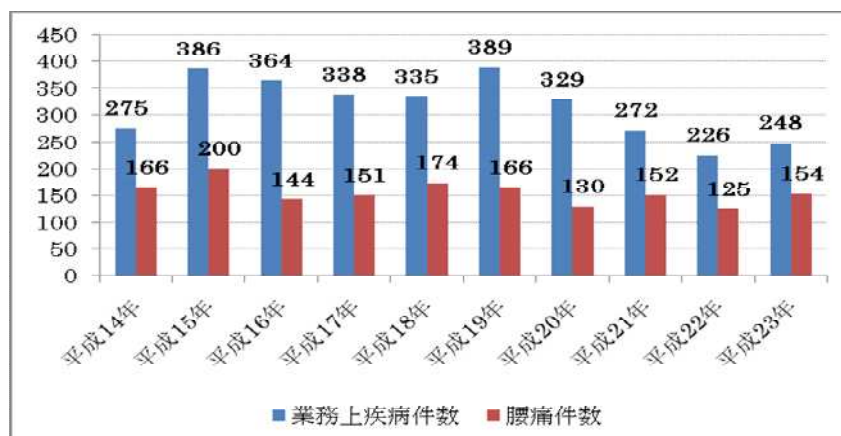
表 2（精神障害及び脳・心臓疾患の労災認定件数の推移）

疾病	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
精神障害	8	11	13	11	13	19
脳・心臓疾患	18	15	14	12	15	9

(3) 腰痛予防対策

腰痛は、業務上疾病の約半数を占めており、特に、腰痛が多く発生している社会福祉施設、小売業、運輸交通業に対する重点的取組が必要である。

グラフ 11（業務上疾病、腰痛発生状況）



(4) 化学物質による健康障害防止対策

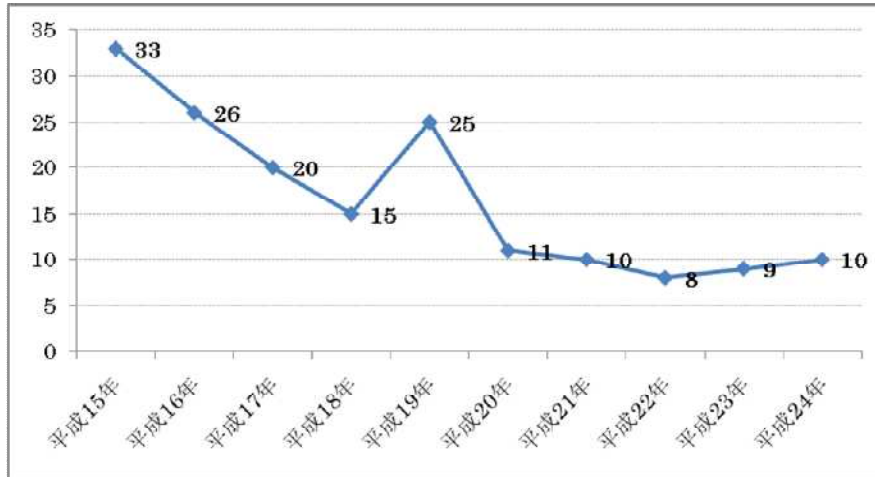
平成 24 年の印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質取扱事業場における危険有害性に応じた適切なばく露防止対策の徹底が急務の課題となっている。また、規制対象であるか否かにかかわらず、危険有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、事業者の自主的な化学物質管理を促進する必要がある。

(5) 粉じん障害防止対策

第 11 次期間中のじん肺新規有所見者数は 48 人で、アーク溶接作業、金属等の研磨作業の従事者が多くを占めているが、第 10 次期間中の 119 人と比較して大幅に減少した(グラフ 12)。

平成 24 年 4 月に粉じん障害防止規則等の改正が施行されたアーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要がある。

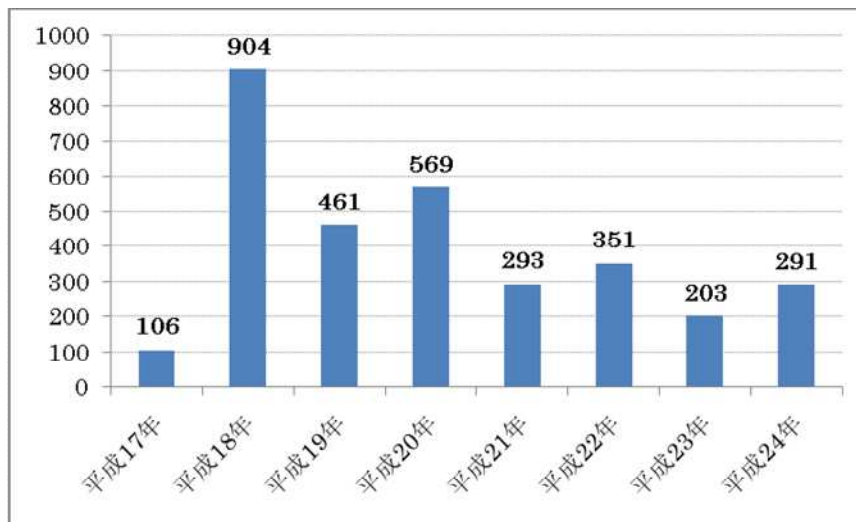
グラフ 12 じん肺新規有所見者数



(6) 石綿障害予防対策

今後とも石綿を含んだ建築物の解体作業は増加することが見込まれ、建築物の解体作業における石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の適切な実施が必要である。また、石綿の製造、使用等が完全に禁止されていない国等からの輸入品で石綿が含有されている事案が発生していることから、石綿等の製造、輸入等の禁止措置の徹底が必要である。また、石綿に係る健康管理手帳の交付件数が大幅に増加しており、引き続き健康管理手帳制度について周知を行うとともに、健康診断委託医療機関の拡充に努め、退職労働者の健康管理の充実を図る必要がある。

グラフ 13 石綿に係る健康管理手帳の新規交付者数



(7) 熱中症予防対策

夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

表3 (熱中症の発生状況)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
熱中症発生件数	82 件	324 件	232 件	222 件
うち休業 4 日以上	5 件	17 件	16 件	9 件
猛暑日の日数	2 日	7 日	2 日	8 日

* 熱中症発生件数は、労災給付データ、休業 4 日以上が発生件数は、労働者死傷病報告より集計したもの。

* 猛暑日 (最高気温が 35 度以上) の日数は、6 月から 9 月までの神戸市内における猛暑日の日数

5 計画の期間と目標等

(1) 計画の期間

平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 5 か年。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較して、15%以上減少させること。

労働災害による休業 4 日以上の死傷者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較して、15%以上減少させること。

(3) 計画の内容

ア 重点施策ごとの課題と労働災害防止対策

社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の 4 つを重点施策とし、「別紙 1」に示す。

(ア) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

(イ) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

(ウ) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

(エ) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

イ 別紙 1 において、重点施策ごとに、左欄に「労働災害の動向からみた課題」又は「労働者の健康確保をめぐる課題」、中欄に「行政・団体の行う対策」、右欄に「事業場の行う対策」を掲げ、行政・各団体、事業場がそれぞれの課題に応じ、それぞれの立場で実施すべき対策を明確にすることにより、「計画の目標」達成に向け取り組む。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となったり、影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

計画の目標は、新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において名目 3%、実質 2%を上回る成長を前提として 2020 年までに実現すべき成果目標の 1 つとして掲げている「労働災害発生件数を 3 割減」を踏まえたものである。

別紙 1

重点施策ごとの課題と労働災害防止対策

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となってきており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、別紙1に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

(1) 重点とする業種対策

ア 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策		行政・団体の行う対策	事業場の実行対策																																																
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策	事業場の実行対策																																																
<p>・ 労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成24年までの過去10年で51%、27%の減少と大幅な減少が見られる一方で、第三次産業は、逆に10%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数が過去10年で急増していることもあり、災害増加率は過去10年で2倍強になっている。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等に対する重点的取組が必要となってきている。</p> <p>・ 第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。</p>		<p>小売業に対する集中的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上 労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立った労働災害防止意識の浸透・向上（局、署） ・ バックヤードを中心とした作業場の安全化 ア 危険箇所の見える化、リスクアセスメント等による危険の低減の働きかけ（局、署） イ 小売業での安全管理について、好事例を意識啓発・指導に活用 経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルの普及（局、署） ウ 転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、保護具等の情報の普及（局、署） ・ 食品加工用機械の災害防止対策の推進（局、署、労働災害防止団体等） ・ 安全衛生担当者に対する安全衛生教育 安全衛生担当者に対する安全衛生教育の実施勧奨を事業者及び事業者団体等に行う。自ら実施することが困難な事業者向けの安全衛生教育開催を災害防止団体等に対して求める。（局、署、労働災害防止団体等） <p>社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町が行う介護事業者に対する研修会や指導との連携（局、署） ・ 労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を実施（局） ・ 上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や本省で改正が予定されているマニュアル（平成21年11月 社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～）の普及、及び指導での活用（局、署） ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年度改正予定）の周知（局、署、各災害防止団体） ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会の実施。 当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼（局、署） ・ 安全衛生担当者に対する安全衛生教育の実施勧奨を事業者及び事業者団体等に行う。自ら実施することが困難な事業者向けの安全衛生 	<p>小売業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害防止意識の浸透・向上 （労働災害の防止は経営や業務の合理化・効率化に繋がるという観点） ・ 危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等） ・ リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減 ・ 転倒災害や切れ・こすれ災害を防ぐため、安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の情報を活用して普及に努める。 ・ 食品加工用機械の災害防止対策の実施 ・ 安全衛生担当者に対する安全衛生教育の実施 <p>社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対する安全衛生教育の徹底 ・ 4Sの徹底による転倒災害等の防止 ・ 介護機器の導入による腰痛予防 ・ 職場における腰痛予防対策指針（平成25年度改正予定）に基づく対策の実施（腰痛の健康診断の徹底を含む） ・ 安全衛生担当者に対する安全衛生教育の実施 																																																
<p>《業種別の死傷者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成14年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三次産業</td> <td>1,862</td> <td>2,058</td> <td>2,073</td> <td>1,898</td> <td>2,006</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>536</td> <td>538</td> <td>512</td> <td>475</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>128</td> <td>196</td> <td>224</td> <td>199</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>153</td> <td>171</td> <td>150</td> <td>171</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>災害増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三次産業</td> <td>2,050</td> <td>2008</td> <td>+7.8%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>519</td> <td>562</td> <td>+4.8%</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>267</td> <td>275</td> <td>+114.8%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>166</td> <td>148</td> <td>-3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：労働者死傷病報告） 災害増減率は、平成14年と比較した平成24年の増減率</p>				業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	第三次産業	1,862	2,058	2,073	1,898	2,006	小売業	536	538	512	475	545	社会福祉施設	128	196	224	199	226	飲食店	153	171	150	171	155	業種	平成23年	平成24年	災害増減率	第三次産業	2,050	2008	+7.8%	小売業	519	562	+4.8%	社会福祉施設	267	275	+114.8%	飲食店	166
業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年																																														
第三次産業	1,862	2,058	2,073	1,898	2,006																																														
小売業	536	538	512	475	545																																														
社会福祉施設	128	196	224	199	226																																														
飲食店	153	171	150	171	155																																														
業種	平成23年	平成24年	災害増減率																																																
第三次産業	2,050	2008	+7.8%																																																
小売業	519	562	+4.8%																																																
社会福祉施設	267	275	+114.8%																																																
飲食店	166	148	-3.3%																																																
<p>・ 小売業等は、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。 高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。</p> <p>・ 小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向がある。このため、正規労働者の割合の高い業種と比較して安全衛生教育が徹底されない傾向がある。</p> <p>・ 小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめと</p>																																																			

第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>する労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設では、労働災害のうち、事故型別で動作の反動・無理な動作によるものが全体の約3割と最も多く発生していることから、腰痛予防対策に重点的に取り組む必要がある。 飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めており、これらの事故の型による災害防止を重点として進める必要がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。</p> <p>小売業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を25%以上減少(421人以下)させる。</p> <p>社会福祉施設 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少(247人以下)させる。</p> <p>なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。</p> <p>飲食店 労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少(125人以下)させる。</p> <p>小売業、飲食業の全国目標は20%以上減少</p> </div>	<p>生教育の開催を災害防止団体等に対して求める。(局、署、労働災害防止団体等)</p> <p>飲食店に対する集中的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害と切れ・こすれ災害による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、本省で作成される安全衛生対策マニュアル等の普及、及び指導での活用(局、署) 「飲食店における労働災害防止対策にかかる好事例集(仮称)」(中央労働災害防止協会作成予定)等の活用(局、署、労働災害防止団体等) 食品加工用機械の災害防止対策の推進(局、署、労働災害防止団体等) 	<p>飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害、切れ・こすれ災害及び高温・低温の物との接触災害の防止 労働災害防止活動の取組事例や安全衛生対策マニュアルを活用した取組の実施 食品加工用機械の災害防止対策の実施

陸上貨物運送事業対策																															
労働災害の動向からみた課題				行政・団体の行う対策				事業場等を行う対策																							
<p>・ 全労働災害の1割強を占める陸上貨物運送事業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、災害の内訳では、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中における人力荷役作業や荷役機械運転作業中の労働災害が約7割と高い水準で発生している。このため、荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。</p> <p>《陸上貨物運送事業の死傷者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成14年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上貨物運送事業</td> <td>632</td> <td>653</td> <td>676</td> <td>541</td> <td>497</td> <td>549</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：労働者死傷病報告)</p> <p>・ 荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主(以下「荷主先等」という。)の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、トラックの荷台や荷の上、プラットフォーム、ピッキング作業中の棚等からの墜落・転落が3割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット(かご台車)等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して対策を進める必要がある。</p> <p>(目標) 平成24年と比較して、平成29年までに、以下の目標の達成を目指す。 陸上貨物運送事業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。</p>								業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	陸上貨物運送事業	632	653	676	541	497	549	556	<p>荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等 「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及(局、署、陸災防)</p> <p>トラック運転手に対する安全衛生教育の強化(局、署) ・ 安全衛生教育における荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化を啓発指導 ・ 荷役作業の作業手順の作成支援</p> <p>荷主による取組の強化 国土交通省との連携によりモデル運送契約書の普及等(局、署、陸災防)</p>				<p>陸運事業者の行う対策 ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に沿った取組 イ モデル運送契約書による契約を行う場合 陸運事業者と運送を依頼する側の役割分担に基づき陸運事業者が実施すべき措置の実施。</p> <p>トラック運転者に対する安全衛生教育 荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実強化 (荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合)</p> <p>荷主等(荷主、配送先、元請事業者等をいう。)の行う対策 ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施 イ モデル運送契約書の活用による安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保の徹底。 具体的には、 ・ 陸運事業者と運送を依頼する側の役割分担の明確化 ・ 役割分担に基づきそれぞれが実施すべき措置の実施 ・ 着荷主が陸運事業者と運送契約を締結する関係にない場合には、発荷主が着荷主と事前調整をし、荷卸し時の役割分担や実施事項を契約に盛り込み、実施</p>			
業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年																								
陸上貨物運送事業	632	653	676	541	497	549	556																								

イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

死亡災害は大幅に減少してはいるものの、依然として県内で年間30人を超える人が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は製造業で多く発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

建設業対策																				
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の実行対策															
<p>・ 建設業は、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来すことにより、全国的に労働災害の増加が懸念される</p> <p>今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれ、それらの労働災害防止対策やアスベスト暴露防止対策も重要な課題である。</p> <p>近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想される</p> <p>・ 建設業では「墜落・転落災害」が36%を占めている。</p> <p>・ 墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約4割を占める</p>		<p>墜落・転落災害防止(局、署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 足場からの墜落・転落災害防止対策の推進 イ 労働安全衛生総合研究所と協力して開発される、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法の普及(局、署) ・ ハーネス型の安全帯の普及 <ul style="list-style-type: none"> 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯の普及 <p>震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事発注者に対する要請(局、署) <ul style="list-style-type: none"> ア 仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へ安全衛生経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応 イ 官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請 ウ アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携し、重点的に対応 ・ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底(局、署、建災防) <ul style="list-style-type: none"> 新規に建設業に就労する者(新規参入者)等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底 <p>解体工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベストばく露防止対策(局、署) <ul style="list-style-type: none"> ア アスベストのばく露や飛散の防止を徹底 イ 地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処 ウ 建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等 ・ 解体工事の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策として検討し、示されるガイドラインの周知徹底(局、署、建災防) <p>ずい道等建設工事に係る指導(局、署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ずい道工事における安全確保対策の徹底 <p>自然災害の復旧・復興工事対策(局、署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底 			<p>墜落・転落災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく手すり先行工法等「より安全な措置」の積極的な実施 イ つり足場の組立・解体等の作業については、足場上での作業を必要としない高所作業車を用いた工法の採用 ウ 労働安全衛生総合研究所等により開発されたはしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法の採用 ・ ハーネス型の安全帯の普及 <ul style="list-style-type: none"> 墜落時に衝撃が少ないハーネス型安全帯の使用作業の拡充 <p>震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 新規に建設業に就労する者(新規参入者)等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底 <p>解体工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベストばく露防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ア アスベストのばく露や飛散の防止対策の確実な実施 ・ 事前調査の実施と届出の適切な実施 <p>解体工事の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策に係るガイドラインに基づく対策の実施 <p>ずい道等建設工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス対策、軌道装置の逸走防止対策、異常出水対策、救護体制等に係る安全性の確保 															
<p>《建設業の死亡者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成14年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23人</td> <td>16人</td> <td>12人</td> <td>22人</td> <td>21人</td> <td>11人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：死亡災害報告)</p>							平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	23人	16人	12人	22人	21人	11人	16人
平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年														
23人	16人	12人	22人	21人	11人	16人														
<p>(目標)</p> <p>平成24年と比較して、平成29年までに、以下の目標の達成を目指す。</p> <p>建設業</p> <p>労働災害による死亡者の数を30%以上減少させる。</p> <p>全国目標は20%以上減少</p>																				

製造業対策																				
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の行う対策															
<p>・ 兵庫県内の死亡災害のうち 15%を「はさまれ・巻き込まれ災害」が占め、そのうち 4 割近くが製造業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。</p> <p>・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が生じており、その再構築が急がれている。また、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図る必要がある</p> <p>・ 製造業については、これまで主に労働者数 50 人以上の事業場を中心としてその実施を求めているリスクアセスメントについては、10 人以上の事業場を主眼としてその実施と定着を図ることにより危険源を取り除き、労働災害防止を図る必要がある。</p>		<p>機械災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> はさまれ・巻き込まれ災害等の機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を指導（局、署） 機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善の促進（局、署） <p>労働災害防止団体と連携した取組</p> <p>ア 各地区労働基準協会において取り組まれている食料品製造業、機械製造業等の分科会活動等と連携した災害防止対策の実施（局、署）</p> <p>イ 小規模事業場における安全衛生活動の底上げのために実施される中央労働災害防止協会の活動の支援（局、署）</p> <p>地域の労働災害防止団体の育成（局、署）</p> <p>地域に所在する労働災害防止団体が行うリスクアセスメント研修会等の労働災害防止活動について、指導、援助を行う</p> <p>食料品製造業、金属製品製造業等に対する指導（局、署）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品加工用機械の災害防止対策の徹底 <p>製造事業場構内での荷役作業の安全確保に関する要請（局、署）</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品や原材料等を頻繁に搬入・搬出する事業場に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施を要請 			<p>機械災害発生時の原因究明及び機械設備の本質安全化</p> <p>中央労働災害防止協会の指導・援助活動の活用</p> <p>地域の労働災害防止団体の行う活動への参加</p> <p>リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査等）の取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの取組が進んでいる事業場においては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進 「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」の活用 <p>食品加工用機械の災害防止対策の実施</p> <p>はさまれ・巻き込まれ災害、墜落・転落災害に関する危険感受性向上教育、安全の見える化等の実施</p> <p>荷主として陸運業者と連携した荷役作業の災害防止対策の実施</p>															
<p>《製造業の死亡者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 14 年</th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17 人</td> <td>17 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td>18 人</td> <td>11 人</td> <td>9 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：死傷病報告）</p> <p>（目標）</p> <p>平成 29 年までに以下の目標の達成を目指す。</p> <p>製造業</p> <p>労働災害による死亡者の数を 7 人以下とする。</p> <p>全国目標は 5%以上減少</p>							平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	17 人	17 人	8 人	8 人	18 人	11 人	9 人
平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年														
17 人	17 人	8 人	8 人	18 人	11 人	9 人														

(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の自殺者数は平成 9 年以来 15 年ぶりに 3 万人を下回ったが、精神障害による労災認定件数が増加している。また、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 43.6% (平成 23 年労働災害防止対策等重点調査) にとどまっており、引き続き重点的取組が必要である。 ・ メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、メンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう支援の強化を図る必要がある。 	<p>メンタルヘルス対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス不調予防のための職場環境改善の推進、パワーハラスメント対策の推進 (局・署、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター、労働災害防止団体) ・ ストレスへの気づきと対応の促進 (局・署、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健推進センター、労災病院勤労者予防医療センター (部)) ・ 取組方策が分からない事業場への支援 (局・署、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター) ・ 職場復帰対策の促進 (局・署、メンタルヘルス対策支援センター) 	<p>メンタルヘルス不調予防のための職場改善の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理監督者、労働者への教育研修、情報提供 ・ 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を踏まえたパワーハラスメント対策の推進 <p>ストレスへの気づきと対応の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者がセルフケアを行えるようストレスチェック等の取組の実施 ・ 相談体制の整備 <p>事業場外資源 (*) の活用</p> <p>*メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター、産業保健推進センター、労災病院勤労者予防医療センター (部)</p> <p>「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」、メンタルヘルス対策支援事業等を活用した職場復帰支援対策の推進</p>

過重労働対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災認定件数が減少していない脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策について引き続き重点的取組が必要である。健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過重労働に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させることが必要である。また、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の観点からも長時間労働の抑制が求められている。 	<p>事業場における労働者の過重労働に伴う健康障害リスクの低減 (局・署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進 ・ 健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等の実施による健康管理の徹底 (小規模事業場に対しては地域産業保健事業の活用) の活用 <p>働き方・休み方の見直しの促進 (局・署、労働災害防止団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得の促進 ・ 労使の自主的取組を促進し働き方・休み方の見直しを図る。 	<p>労働者の過重労働に伴う健康障害リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進 ・ 健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等の実施 (小規模事業場においては地域産業保健事業の活用) <p>働き方・休み方の見直しの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得の促進 ・ 労使の自主的な取組による働き方・休み方の見直し

腰痛予防対策																										
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策																								
<p>・ 腰痛は、業務上疾病の過半数を占めており、特に、腰痛が多く発生している保健衛生業、商業、運輸交通業に対する重点的取組が必要である。</p> <p>業務上疾病の発生状況</p> <table border="1"> <caption>業務上疾病の発生状況</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>業務上疾病</th> <th>腰痛</th> <th>保健衛生・商業等・運輸交通業の腰痛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年</td> <td>389</td> <td>166</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>329</td> <td>130</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>272</td> <td>152</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>226</td> <td>125</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>248</td> <td>154</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標) 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに以下の目標の達成を目指す。 腰痛 社会福祉施設における腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 10%以上減少させる</p>	年	業務上疾病	腰痛	保健衛生・商業等・運輸交通業の腰痛	平成19年	389	166	88	平成20年	329	130	66	平成21年	272	152	94	平成22年	226	125	87	平成23年	248	154	93	<p>「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年度改正予定)の周知(局・署、産業保健推進センター、労働災害防止団体) ・ 講習会、安全衛生大会等における周知</p> <p>事業場における腰痛予防教育の強化(局・署、産業保健推進センター、労働災害防止団体) ・ 事業場において腰痛予防教育が実施できるようにするための講習会の開催 ・ 社会福祉施設について、地方公共団体が実施する研修会等との連携</p>	<p>「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年度改正予定)に基づく対策の実施</p> <p>腰痛予防教育の強化 ・ 雇入れ時における腰痛予防教育の実施(重点：社会福祉施設(介護施設) 小売業、陸上貨物運送事業)</p> <p>社会福祉施設における腰痛予防手法・教育の実施 ・ 労働者に対する安全衛生教育の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年度改正予定)で定める腰痛の健康診断の実施</p>
年	業務上疾病	腰痛	保健衛生・商業等・運輸交通業の腰痛																							
平成19年	389	166	88																							
平成20年	329	130	66																							
平成21年	272	152	94																							
平成22年	226	125	87																							
平成23年	248	154	93																							

受動喫煙防止対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<p>・ 全面禁煙又は完全分煙の促進により、職場における受動喫煙防止対策を推進することが必要である。</p>	<p>受動喫煙防止対策の推進 ・ 事業場における受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための周知啓発(局・署、産業保健推進センター、労働災害防止団体) ・ 支援事業の実施(局)</p>	<p>・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解 ・ 職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対の困難な事業場においては換気等による有害物質濃度の低減等の措置による受動喫煙防止対策の実施 ・ 支援事業を活用した受動喫煙防止対策の実施(中小企業)</p>

化学物質による健康障害防止対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質取扱事業場における危険有害性に応じた適切なばく露防止対策の徹底が急務の課題となっている。また、規制対象であるか否かにかかわらず、危険有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、事業者の自主的な化学物質管理を促進する必要がある。 	<p>特定化学物質障害予防規則等に基づく事業場における健康障害防止対策の徹底（局・署） 事業者の自主的な化学物質管理の促進（局・署、産業保健推進センター、労働災害防止団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場に対する化学物質の簡易なリスクアセスメントツールである「コントロール・バンディング」（注）の周知・普及 GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性情報の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進 <p>（注）：作業態様、化学物質の有害性、取扱量等からリスクレベル、対策に係る情報が得られるツールで、「職場のあんぜんサイト」から情報が得られる。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則等に基づく健康障害防止対策の実施</p> <p>自主的な化学物質管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場における化学物質のリスクアセスメントツール「コントロール・バンディング」の活用 危険有害性の表示、安全データシート（SDS）の交付による化学物質についての危険有害性情報の適切な伝達・提供に基づく、危険有害性に応じた健康障害防止対策の実施

粉じん障害防止対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
第8次粉じん障害防止総合対策に基づき実施	同左	同左

石綿障害予防対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の解体作業における石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の適切な実施及び石綿等の製造、輸入等の禁止措置の徹底が必要である。また、退職労働者の健康管理の充実を図るため、健康管理手帳制度について周知を行うとともに、健康診断委託医療機関の拡充に努める必要がある。 	<p>解体作業現場における石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の徹底（局・署） 発注者等に対する要請等（局・署）</p> <p>石綿等の製造、輸入等の全面禁止の措置の徹底等（局・署） 健康管理手帳制度の周知、健康診断委託医療機関の拡充（局、署）</p>	<p>解体作業現場における石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の実施</p> <p>発注者の請負人に対する建築物等の使用状況等の通知及び発注条件についての配慮</p> <p>輸入に際して予め石綿含有の有無を確認することの徹底</p>

熱中症予防対策														
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策												
<ul style="list-style-type: none"> 夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。 <p>職場における熱中症の発生件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年 ~ 20 年</th> <th>平成 17 年 ~ 21 年</th> <th>平成 18 年 ~ 22 年</th> <th>平成 19 年 ~ 23 年</th> <th>平成 20 年 ~ 24 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>60</td> <td>56</td> <td>62</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（休業4日以上）</p> <p>（目標）</p> <p>熱中症 平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20% 以上減少させる。</p>		平成 16 年 ~ 20 年	平成 17 年 ~ 21 年	平成 18 年 ~ 22 年	平成 19 年 ~ 23 年	平成 20 年 ~ 24 年	件数	60	56	62	72	70	<p>WBGT 値を活用した事業場における熱中症予防対策の徹底及び健康管理、労働衛生教育等の徹底（局・署） 熱中症予防対策等についての周知啓発（局・署、産業保健推進センター、労働災害防止団体）</p>	<p>熱中症予防対策、健康管理、労働衛生教育等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> WBGT 値を活用した作業環境管理、作業管理の実施 健康診断結果等に基づく対応、日常の健康管理等の実施 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
	平成 16 年 ~ 20 年	平成 17 年 ~ 21 年	平成 18 年 ~ 22 年	平成 19 年 ~ 23 年	平成 20 年 ~ 24 年									
件数	60	56	62	72	70									

(3) 業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進		行政・団体の行う対策	事業場の行う対策																								
<p>労働災害の動向からみた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れている。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。 <p>《リスクアセスメントの導入状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場規模</th> <th>1000人～</th> <th>500～999人</th> <th>300～499人</th> <th>100～299人</th> <th>50～99人</th> <th>30～49人</th> <th>10～29人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>69.5%</td> <td>49.4%</td> <td>34.1%</td> <td>23.9%</td> <td>26.6%</td> <td>19.3%</td> <td>19.3%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>86.6%</td> <td>69.8%</td> <td>64.7%</td> <td>58.2%</td> <td>45.6%</td> <td>36.5%</td> <td>29.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：労働安全衛生基本調査 全国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する必要がある。 		事業場規模	1000人～	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人	平成17年	69.5%	49.4%	34.1%	23.9%	26.6%	19.3%	19.3%	平成22年	86.6%	69.8%	64.7%	58.2%	45.6%	36.5%	29.7%	<p>行政・団体の行う対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進(局、署、災害防止団体、各地区協会等) 平成25年度から5か年計画で「第2次兵庫リスクアセスメント推進計画」を樹立し、リスクアセスメント導入が遅れている事業場規模10人以上の事業場における導入を促進 リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進 新たに作成される「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」による導入促進 労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用した労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進(局、署、建災防兵庫支部) 墜落時保護用保護帽着用運動(局、署、連合会、建災防兵庫支部、陸災防兵庫支部ほか) リスクアセスメントの結果として、被害軽減のための着用運動 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進(再掲) 中小規模事業場に対する化学物質のリスクアセスメントツール「コントロール・バンディング」を周知・普及(局・署) 腰痛、熱中症等の労働衛生分野のリスクアセスメントの促進(局) 	<p>事業場の行う対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場 ア「危険性又は有害性等の調査等」(リスクアセスメント)の実施 イ リスクアセスメントの取組が進んでいる事業場においては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進 ウ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」の活用 建設業 関係請負人の段階で対応が困難な事項について、元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、適切な措置を実施 労働衛生分野 化学物質のリスクアセスメントツール「コントロール・バンディング」の活用 腰痛、熱中症に係るリスクアセスメントの実施
事業場規模	1000人～	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人																				
平成17年	69.5%	49.4%	34.1%	23.9%	26.6%	19.3%	19.3%																				
平成22年	86.6%	69.8%	64.7%	58.2%	45.6%	36.5%	29.7%																				

高年齢労働者対策		行政・団体の行う対策	事業場の行う対策																					
<p>労働災害の動向からみた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の高年齢労働者の数は、平成13年から平成22年の10年間で476万人から754万人と、60%近く増加し、労働災害に占める60歳以上の割合も、平成14年から平成23年の10年間で、14.5%から20.5%に上昇している。60歳以上の高年齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。 <p>《高年齢労働者数の推移》(単位：万人)(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成15年</th> <th>平成17年</th> <th>平成19年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者数</td> <td>5,369</td> <td>5,335</td> <td>5,393</td> <td>5,523</td> <td>5,460</td> <td>5,463</td> </tr> <tr> <td>うち60歳以上</td> <td>476 (8.9%)</td> <td>510 (9.6%)</td> <td>545 (10.1%)</td> <td>624 (11.3%)</td> <td>713 (13.1%)</td> <td>754 (13.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：労働力調査、60歳以上の()内は雇用者数に占める割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設作業では、体調不良が重篤な労働災害につながりやすい。 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である。 			平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成22年	雇用者数	5,369	5,335	5,393	5,523	5,460	5,463	うち60歳以上	476 (8.9%)	510 (9.6%)	545 (10.1%)	624 (11.3%)	713 (13.1%)	754 (13.8%)	<p>行政・団体の行う対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 <ul style="list-style-type: none"> 労働災害事例集等による高年齢者の身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組促進(局、署、労働災害防止団体) 高年齢労働者に対する教育、広報による注意喚起(局、署、産業保健推進センター) b 基礎疾患等に関連する労働災害防止 <ul style="list-style-type: none"> 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して労働者自身による健康管理の徹底を促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起(局、産業保健推進センター) 建設作業について、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進(局、署と建災防兵庫支部と連携) 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置での適切な指導・対応が必要である旨の周知徹底(局・署、地域産業保健センター) 	<p>事業場の行う対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の割合の高い職場 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減 身体機能の低下を防ぐための運動の実施 身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を実施 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促す 日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないようにする。 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置での適切な指導・対応(労働者自身の健康管理、基礎疾患が誘発しうる労働災害防止)
	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成22年																		
雇用者数	5,369	5,335	5,393	5,523	5,460	5,463																		
うち60歳以上	476 (8.9%)	510 (9.6%)	545 (10.1%)	624 (11.3%)	713 (13.1%)	754 (13.8%)																		

交通労働災害防止対策																																																																																
労働災害の動向からみた課題			行政・団体の行う対策			事業場の行う対策																																																																										
<p>・交通労働災害による死亡者数は、死亡災害全体の約2割を占め、依然として高い水準で発生している。また、業種別にみると、道路貨物運送業が高い割合（約3割）を占めるほか、新聞販売業、警備業等幅広い業種で発生している。</p> <p>・交通労働災害による死亡災害の防止は、道路貨物運送業のみの課題ではなく、業種を問わず広く取り組む必要がある。</p>			<p>交通労働災害防止対策</p> <p>・交通労働災害防止関係連絡協議会を通じた本省において改正予定の「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及（局、署、陸災防ほか）</p> <p>・研修・安全衛生大会等の実施による「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知、及び交通労働災害防止に対する意識の高揚（労働災害防止団体等）</p>			<p>陸運事業者、陸運事業者以外の交通運輸事業者の行う対策 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組 特に、以下について重点実施</p> <p>ア 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理 イ 乗務開始前の点呼等の実施 ウ 早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成</p> <p>その他の事業者の行う対策 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組 特に、以下について重点実施</p> <p>ア 教育等の実施等（雇入れ時教育、交通KYほか） イ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等（ポスター、ヒヤリハット事例、交通安全情報マップの配付、掲示等） ウ 健康管理</p>																																																																										
<p>《業種別の交通労働災害死亡者の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>計</th> <th>構成比%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞販売業</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>道路貨物運送業</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>商業(新聞販売業除く)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>64</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：労働者死傷病報告）</p>									業種	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	計	構成比%	新聞販売業	0	4	0	1	0	2	7	10.9%	道路貨物運送業	3	3	1	5	4	2	18	28.1%	建設業	3	0	2	2	2	0	9	14.1%	商業(新聞販売業除く)	1	1	0	2	1	0	5	7.8%	製造業	1	1	0	2	1	0	5	7.8%	その他	6	4	1	2	2	5	20	31.3%	合計	14	13	4	14	10	9	64	100.0%
業種	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	計	構成比%																																																																								
新聞販売業	0	4	0	1	0	2	7	10.9%																																																																								
道路貨物運送業	3	3	1	5	4	2	18	28.1%																																																																								
建設業	3	0	2	2	2	0	9	14.1%																																																																								
商業(新聞販売業除く)	1	1	0	2	1	0	5	7.8%																																																																								
製造業	1	1	0	2	1	0	5	7.8%																																																																								
その他	6	4	1	2	2	5	20	31.3%																																																																								
合計	14	13	4	14	10	9	64	100.0%																																																																								

非正規労働者対策		
<p>・労働者の3人に1人以上が非正規労働者となっているため、非正規労働者に関する安全衛生活動の実態や災害発生状況を踏まえた対策が必要となっている。</p> <p>・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化している。</p>	<p>非正規労働者対策</p> <p>・パートやアルバイトなどの非正規労働者について、必要な安全衛生対策について周知、徹底（局、署）</p> <p>・多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。（署）</p>	<p>・パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施</p>

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 22 年以降 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。 民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。 労働災害防止についてノウハウを持つ専門家集団と、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割等を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている 	<p>民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。</p> <p>専門家と労働災害防止団体の活用</p> <p>ア 安全衛生分野の専門家の活用（局） 労働・安全衛生コンサルタントの活用促進 安全衛生労使専門家会議の活用促進</p> <p>イ 労働災害防止団体の活動の活性化（局、署） （ア）12 次防とリンクした事業計画の策定・実施の要請 （イ）行政の保有する労働災害関連情報の提供や、労働災害防止に資する活動に対する必要な支援</p> <p>業界団体との連携による実効性の確保 （局、署、事業者団体、商工団体等） 特に第三次産業に重点を置いた業界団体との協力関係づくり、施策の進め方についての協議等、業界と協動的取組の推進</p> <p>産業保健機関等の活用（局、産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健推進センター、労災病院勤労者予防医療センター（部）、労働災害防止団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県産業保健メンタルヘルス対策総合推進協議会において、産業保健機関、労働災害防止団体等との緊密な連携・協力により産業保健活動への効果的な支援を実施する。 	<p>専門機関の活用</p> <p>産業保健機関の活用</p>

3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県内 16 万事業場 193 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要である。 	<p>経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚（局、署）</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。 <p>公表制度等の動きへの対応（局、署） 以下の公表制度等について、導入の際には、適切に対応する。 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応</p> <p>労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上（局、署）</p> <p>ア 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動</p> <p>イ 国民全体の安全・健康意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域、職域、学校が連携した安全・健康意識の高揚 高校で構成する教育研究会等安全の取組支援 	<p>経営者向けの安全衛生セミナーほか、安全衛生に関するセミナーへの経営者の積極的参加</p> <p>不安全行動が誘発するリスクの情報や労働災害事例を労働者に提供し、一人一人の安全に対する意識や危険感性を高める</p>

4 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場等の行う対策
<p>・ 労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。</p> <p>また、製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発しており、製造者等による取組を強化する必要がある。</p>	<p>発注者等による安全衛生への取組強化</p> <p>・ 荷主による取組の強化（再掲）（局、署） 国土交通省との連携によりモデル運送契約書の普及等（局、署、陸災防）</p> <p>・ 建設工事発注者に対する要請（再掲）（局、署） ア 仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へ安全衛生経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応 イ 官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請 ウ アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携し、重点的に対応</p> <p>製造段階での機械の安全対策の強化（局、署）</p> <p>・ 機械災害防止対策の推進（再掲）（局、署） ア はさまれ・巻き込まれ災害等の機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図る（局、署） イ 機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善の促進（局、署）</p> <p>・ 機械の本質安全化の促進（局、署） 設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図るため、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化</p> <p>労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策（局、署） アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点での他省庁の施策との一層の連携</p>	<p>荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の行う対策</p> <p>ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施</p> <p>イ モデル運送契約書の活用による安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保の徹底。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸運事業者と運送を依頼する側の役割分担の明確化 ・ 役割分担に基づき、それぞれが実施すべき措置の実施 ・ 着荷主が陸運事業者と運送契約を締結する関係にない場合には、発荷主が着荷主と事前調整をし、荷卸し時の役割分担や実施事項を契約に盛り込み、実施 <p>製造者等 設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施、危険性等の通知の実施</p>

行政機関・関係団体一覧

平成25年4月1日現在

名称	(略称)		所在地	電話番号
兵庫労働局	局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階	(安全課) 078-367-9152 (健康課) 078-367-9153
神戸東労働基準監督署	署	〒650-0024	神戸市中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎3階	078-332-5353
神戸西労働基準監督署	署	〒652-0802	神戸市兵庫区水木通1-0丁目1-5	078-567-1831
尼崎労働基準監督署	署	〒660-0892	尼崎市東難波町4丁目18-36 尼崎地方合同庁舎1階	06-6481-1541
姫路労働基準監督署	署	〒670-0947	姫路市北条1丁目83番地	079-224-1481
伊丹労働基準監督署	署	〒664-0881	伊丹市昆陽1丁目1番地6 伊丹労働総合庁舎	072-772-6224
西宮労働基準監督署	署	〒662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	0798-26-3733
加古川労働基準監督署	署	〒675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
西脇労働基準監督署	署	〒677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3366
但馬労働基準監督署	署	〒668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
相生労働基準監督署	署	〒678-0031	相生市旭1丁目3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-1020
淡路労働基準監督署	署	〒656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591
一般社団法人 兵庫労働基準連合会	連合会	〒651-0096	神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル12階	078-231-6903
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部	建災防	〒651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部	陸災防	〒657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27 兵庫県トラック協会内	078-882-5556
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部	港湾災防	〒650-0045	神戸市中央区港島8-11-3 神戸港湾教育訓練協会内	078-303-0016
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部	林災防	〒650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18 兵庫県林業会館内	078-371-0607
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部	ボイラ協会	〒650-0015	神戸市中央区多聞通3-3-16 甲南第一ビル10階	078-351-2118
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部	クレーン協会	〒675-0052	加古川市東神吉町出河原441番地1	079-434-1611
公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会 兵庫県支部	建荷協	〒650-0024	神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078-332-4936
公益財団法人 安全衛生技術試験 協会 近畿安全衛生技術センター	試験センター	〒675-0007	加古川市神野町西之山字迎野	079-438-8481

神戸東労働基準協会	地区協会	〒651-0086	神戸市中央区磯上通4 - 3 - 1 6 K O ² Aビル4階	078-222-1001
神戸西労働基準協会	地区協会	〒652-0802	神戸市兵庫区水木通7 - 1 - 1 8 メラード大開北館2階	078-577-5639
尼崎労働基準協会	地区協会	〒660-0881	尼崎市昭和通3 - 9 6 尼崎商工会議所ビル6階	06-6411-8881
姫路労働基準協会	地区協会	〒670-0932	姫路市下寺町4 3 姫路商工会議所 新館3階	079-224-6886
伊丹労働基準協会	地区協会	〒664-0895	伊丹市宮ノ前2 - 2 - 2 伊丹商工会議所内	072-778-6660
西宮労働基準協会	地区協会	〒662-0911	西宮市池田町3 - 1 2	0798-33-4939
加古川労働基準協会	地区協会	〒675-0031	加古川市加古川町北在家2 0 0 6 永田ビル4階401号	079-421-0102
西脇労働基準協会	地区協会	〒677-0015	西脇市西脇7 7 1 - 1 2 1	0795-23-3067
但馬労働基準協会	地区協会	〒668-0027	豊岡市若松町9 - 1 0	0796-24-3879
相生労働基準協会	地区協会	〒678-0031	相生市旭1 - 2 - 1 6	0791-22-8404
淡路労働基準協会	地区協会	〒656-0014	洲本市桑間字川端2 9 5	0799-23-0007
兵庫産業保健推進センター	産保推進センター	〒651-0087	神戸市中央区御幸通6 - 1 - 2 0 三宮山田東急ビル8階	078-230-0283
神戸市地域産業保健センター	地域産保センター	〒650-0016	神戸市中央区橋通4 - 1 - 2 0 神戸市医師会館内	078-351-1410
兵庫県尼崎地域産業保健センター	地域産保センター	〒661-0012	尼崎市南塚口町4 - 4 - 8 市民健康開発センターハーティ2 1 尼崎市医師会内	06-6426-6333
兵庫県姫路地域産業保健センター	地域産保センター	〒670-0061	姫路市西今宿3 - 7 - 2 1 姫路市医師会館内	079-295-3346
兵庫県伊丹地域産業保健センター	地域産保センター	〒664-0898	伊丹市千僧1 - 1 伊丹市医師会内	072-775-1114
兵庫県西宮地域産業保健センター	地域産保センター	〒662-0913	西宮市染殿町8 - 3 西宮健康開発センター内	0798-26-0662
兵庫県加古川地域産業保健センター	地域産保センター	〒675-0038	加古川市加古川町木村5 - 3 3	079-421-4536
兵庫県西脇地域産業保健センター	地域産保センター	〒677-0052	西脇市和田町6 6 8 西脇市多可郡医師会館内	0795-23-3460
兵庫県但馬地域産業保健センター	地域産保センター	〒668-0045	豊岡市城南2 3 - 6 豊岡福祉会館 1階 豊岡市医師会内	0796-22-1181
兵庫県相生地域産業保健センター	地域産保センター	〒678-0031	相生市旭1 - 6 - 2 8 相生市立総合福祉会館内	0791-23-7280
兵庫県淡路地域産業保健センター	地域産保センター	〒656-0026	洲本市栄町1 - 1 - 1 2 洲本市医師会館内	0799-22-3633
一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント会 兵庫支部		〒650-0023	神戸市中央区栄町通6 - 1 - 1 7 - 2 0 2	078-361-0580
関西労災病院 勤労者予防医療センター	労災病院	〒660-0064	尼崎市稲葉荘3 - 1 - 6 9	06-416-1221
神戸労災病院 勤労者予防医療部	労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4 - 1 - 2 3	078-231-5901
兵庫労働衛生団体協議会		〒652-0032	神戸市兵庫区荒田町2 - 1 - 1 2 公益財団法人 兵庫県健康財団内	078-579-1300